

- 1 議案名 文化財の指定について

- 2 提案理由 先に徳島県文化財保護審議会に諮問していた指定申請文化財について、別添のとおり、平成 28 年 3 月 11 日付けで答申された。ついては、答申のとおり、別紙の文化財を指定したい。

- 3 関係法令 文化財の保護に関する条例第 30 条

県指定したい文化財

1 名 称

橘海正八幡神社の秋季例祭行事

2 種 別

無形民俗文化財

3 所 在 地

阿南市橘町大浦

4 保存団体

宗教法人海正八幡神社

5 概 要

海正八幡神社の秋季例祭は毎年10月1日から3日にかけて、神社本殿から北東約550mに位置する御旅所を拠点に、橘の古い町並みで行われる。例祭を担うのは東・中・先・西の4つの組で、子供から青年・壮年・古老まで幅広い年代の男女が集い、祭礼が地域の紐帯となっている。

10月1日と2日の両日、深夜まで繰り広げられる勇壮なだんじりの鉢合わせ、だんじり巡行に加え、門付け、たたら音頭、船歌、宿振り、巫女舞、獅子舞、神輿の地域内御神幸など、総合性を有して伝承されており、日本の典型的な祭りの一つとして、貴重である。

橘海正八幡神社の秋季例祭行事

宿振り



神輿巡行



だんじり巡行



獅子舞奉納



橘海正八幡神社の秋季例祭行事

だんじり巡行・たたら音頭



女だんじり



御舟唄の奉納



教文第1010号
平成28年2月12日

徳島県文化財保護審議会会長 殿

徳島県教育委員会委員長

文化財の指定について（諮問）

このことについて、文化財の保護に関する条例（昭和32年条例第23号）第30条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

諮問事項

（指定申請文化財）

種別	名称	員数	所在地	保存団体
無形民俗文化財	海正八幡神社の祭礼		阿南市橘町大浦	海正八幡神社

徳島県教育委員会
委員長 松重 和美 殿

徳島県文化財保護審議会
会長 石田 啓祐



文化財の指定について（答申）

平成28年2月12日付け教文第1010号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適当と認めますので、ここに答申いたします。

（指定を答申した文化財）

種別	名称	員数	所在地	保存団体
無形民俗文化財	橋海正八幡神社 の秋季例祭行事		阿南市橋町大浦	宗教法人海正八幡神社

（1）文化財の概要

海正八幡神社は11世紀前半に現在の阿南市桑野に創建され、文永6（1269）年、現在地に再興されたと伝わる。宮司を務める織原家に伝わる古文書から、遅くとも江戸時代末期には祭礼が始まっていたことが確認できる。

秋の例大祭は、毎年10月1日から3日にかけて、神社本殿から北東約550mに位置する御旅所を拠点に、街道など橋の古い町並みで行われ、様々な神事・行事が繰り広げられる。例大祭を担う東・中・先・西の4つの組は、総代を中心に子どもと青年・壮年・古老が縦の関係で固く結ばれている。少子化が進む中でも、打ち子を担当する小学生、宿振り・獅子舞・だんじりの曳き手の高校生や青年、女だんじり・巫女舞の女子が祭礼に参加しており、幼い頃から関わっていくことで、地域住民の結びつきが深まり、祭礼が神事としての行事を中心に地域の紐帯として機能している。

例大祭は海に関する内容が豊富で、宿振りには豊年・大漁の文句が組み込まれ、神輿の巡行先には漁業組合や魚市場等が設定されている。だんじりの前方にせり出す「やんだし」は、うたせ船（底引き）が網を広げる棒からとられている神の依代の役割を持ち、たたら音頭にも海に関する音頭（船歌い）があり、最終日には御船歌が歌われる。深夜まで繰り広げられる勇壮なだんじりの鉢合わせ、だんじり巡行に加え、門付け、たたら音頭、船歌、宿振り、巫女舞、獅子舞、神輿の地域内御神幸など総合性を有して伝承されており、日本の典型的な祭りの一つとして貴重である。

（2）指定基準

県無形民俗文化財

- 1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの
(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの
(3) 地域的特色を示すもの

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第五章 民俗文化財（県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財）

第三十条 委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十四条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

県無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの

(1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの

(1) 芸能の発生又は成立を示すもの

(2) 芸能の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

浜垣権平
松田春吉
湯浅鈴吉

清左衛門様 治左衛門
態申遣候、然者八幡宮御
神殿、明十九日早朝致棒上候、
早々え、いづれも被仰談、早朝
御越、御伴可被成候、右之段為
可申遣、如此候、已上

(書判)

六月十八日

.....

清左衛門様 治左衛門
態申進候、然者口浦八幡宮遷宮、
来ル三日ニ有之義ニ御座候間、其元いづれも
御同道被成、早朝御越可被成候、右之段
為可申達如此ニ御座候、已上

八月朔日

【獅子頭修理関連】

覚

一 獅子頭 壹個
右之通髓ニ預り申候処美正也
尤、塗直之細工仕立上ケ
入念之可仕候、右一札
仍如件

天保十五歳

辰正月廿二日

大坂南本町四丁目

塗師

奈良屋

宇兵衛 (印)

阿州橘浦

鍛冶屋順右衛門様

.....

一 獅子頭 覺

極上二 朱塗

尤 蒔絵

金物仕立共

耳仕立直し

代 金壺両三步式朱

右之通 御座候 以上

万延元申六月五日

大坂南本町四丁目

奈良屋

宇兵衛 (印)

阿州橋浦

濱屋代之助 殿

.....

一 獅子頭 覺

本堅地極せい朱塗替

尤

先上二金二而蒔絵共

金物仕立共

舌ちりめん二而直シ共

代 金壺両三分也

又金四朱みゝ仕立、塗上共

右之通是迄通り細工致

五月廿日迄に無相違出来

納候 以上

申四月廿二日 大坂南本町四丁目

奈良屋

卯兵衛 (印)

阿州橋浦

濱屋代之助 様

.....

一 獅子 覺

かしら

右塗直シ一式御指上ケ
御品物念入仕上ケ差上申候
代銀百貳十目

申二月十六日 備後町四丁目

大坂奈良屋

平右衛門 (印)

奈良屋

卯兵衛

阿州

橘浦

かぢ屋順右衛門 様

大坂

田邊屋

伝七 様

覚

一金老両也

右者阿州橘獅子

塗代髓二受取申候

已上

辰七月廿八日

奈良屋

卯兵衛 (印)

綿屋卯兵衛 様

.....

記

御獅子頭

塗替へ 老頭

但シ正真本堅地

純金押本朱塗

耳弁二舌取替へ

此代金拾老円也

〔証書〕 (割り印)

右之通代金正二

請取申候也

明治廿六年
九月七日
織原知春 様

大坂南御堂前
阪田源兵衛 (印)

一 金貳両也 覚
右獅子かしら細工入銀
慥ニ請取申候、以上
辰七月十七日

塗師
奈良屋
卯兵衛 (印)

阿州橋浦
かぢ屋順右衛門 様

.....

記
一 御神樂獅子
修覆 壹個預り
此修覆之義
本檜地塗極製朱塗
本金仕立別上等念入
此代金拾壹円也

〔証書〕 (割り印)

右之通御座候
明治二十六年 大坂市北久太郎町四丁目
六月八日 阪田源兵衛 (印)

織原知春 様



意見書

阿南市教育委員会

教育長 新居 正秀



海正八幡神社は11世紀に創建され、13世紀に現在の橋町大浦に再興されたと伝わり、神社所有の古文書は「織原家文書」として昭和43年に阿南市指定文化財として指定されている。

祭礼は江戸時代の初期より、海上の安全と大漁を祈願して始まったとの説があるが定かではない。現在も使用されている神輿に書かれた墨書や、古文書の記述によると、江戸時代末期には現在の祭りの形が出来ていたことがうかがえる。海正八幡神社の祭礼は、一般的には「橋のケンカだんじり」として有名であるが、だんじりを激しくぶつけ合うようになったのは昭和20年頃からで、人間同士が祭りで喧嘩をしないようにとの意味合いがある。

10月1日から3日にかけて、宿振・浦安の舞・獅子舞・ケンカだんじりなど、様々な行事・神事が行われ、祭礼の構成が多様性に富んでいる。

また、地域の結びつきが大変強く子どもから高齢者に至るまで、各世代が縦の関係で固く結ばれていることも、古き良き日本の祭礼の形が色濃く残っている証拠であり、徳島県にとっても貴重な民俗文化財であるといえる。

担当課 阿南市市民部文化振興課

徳島県指定無形民俗文化財申請書

一 種別及び名称 海正八幡神社の祭礼

二 保存団体の氏名、住所 海正八幡神社 阿南市橘町大浦

三 創始及び沿革 海正八幡神社は十一世紀の創建で、十三世紀後半に現在地に再興されたと伝わる。

江戸時代初期より、海上の安全と大漁を祈願して祭礼が始まったとの説があるが、創始年代は定かではない。現在も使われている神輿の墨書や古文書の記述によると、江戸時代末期には今の祭りの形ができていたことがうかがえる。

一般にケンカだんじりとして知られているが、昭和二十年頃より、人間同士が祭りで喧嘩をしないように、だんじりをぶつけ合ったのが始めとされる。

四 内容 毎年十月一日から三日にかけて開催される秋の例大祭である。一日の午前八時、宿振（振込）で祭礼が始まり、浦安の舞・神輿行幸・だんじり巡幸・ケンカだんじり・獅子舞・たたら音頭・舟唄など、三日間に渡り様々な神事・行事が行われる。

五 用具の大要 宿振は奴姿に扮し、赤い袋を腰から下げた若者が行う。先頭に赤鬼、しんがりに青鬼を連れ、二人一組となり、縦に七列を形成する。赤鬼と青鬼は自らの色に応じた棒を持つ。一列目は赤色の布を先端に付けた「台傘」と呼ばれる槍と、黒色の布を先端に付けた「立傘」と呼ばれる槍をそれぞれ構え、二列目はハサミ箱と呼ばれる、柄の左右に箱が付いた道具を持ち、残りは毛槍を持っている。宿振は地域の四地区が一年ごとに交代して行っており、若者たちの握りしめている布の色は地区ごとに決められている。

東・中・先・西・城戸の五地区がそれぞれにだんじりを所有し、管理をしている。城戸組のだんじりは女だんじりであり、ケンカだんじりには参加しない。

重量が四トンにもなるだんじりの屋根には、「やんだし」と呼ばれる四メートルを超える竹の棒がついており、そこから提灯がぶらさがっている。打子に使用される楽器は、大太鼓・小太鼓・鼓・鉦で構成されており、だんじりの中で演奏する子どもたちは、激しいぶつかり合いの最中でも決して演奏を止めない。

祭りの夜に行われる獅子舞には、「獅子覆」という布をかぶり、二人で構成される一

頭の獅子と、「鬼」と呼ばれる獅子を誘導する役が一名参加する。鬼は一本の棒を持ち、獅子を誘導する。

六 申請の理由 海正八幡神社の祭礼は「橘のケンカだんじり」として、マスコミで度々取り上げられるなど、全国的にも知られている。浦安の舞を奉納する神社は少なくなく、宿振り、だんじりは県内の他地域でも継承されているが、たたら音頭は数少ない。また、奉納される獅子舞は鎮めの意味合いがあるといわれ、鬼が獅子の頭をpushさえつけるように誘導する形態は独特である。これら多様な神事・行事が三日間にわたり、神社・地域を挙げて練り広げられ、構成に多様性を有することが最大の特徴である。

橘地区の人口は現在二〇〇〇人台にまで減少しており、最盛期の半数以下になっている。しかし、子供・青年・壮年・古老といった各世代が縦の関係で固く結ばれており、古き良き日本の祭りの形が色濃く残っている祭礼行事となっていることも、徳島県にとって貴重な民俗文化財であるといえる。

七 保存の方法 氏子総代や神社による保存活動の他、近年では橘町たたら音頭保存会が設立されるなど、活発な保存活動が行われている。また、各地区がそれぞれで保存活動をしており、だんじりの修理や打子の指導等を行っている。

八 その他参考となるべき事項

阿南市指定文化財 「織原家文書」

『阿南市史 第一巻』 昭和六十二年 阿南市市史編さん委員会

『阿南市史 第五巻』 平成二十四年 阿南市市史編さん委員会

「女だんじり三題」『徳島地域文化研究3』 二〇〇五年 高橋 晋一

徳島県伝統文化総合活性化計画―「徳島県祭り・行事調査」に基づく計画―平成二十六年三月 徳島県地域伝統文化総合活性化委員会

右のものを、徳島県指定無形民俗文化財に指定して下さるようお願いいたします。

平成二十八年一月二十九日

申請者 住所 阿南市橘町大浦一三八番地

宗教法人海正八幡神社代表役員 織原 英文



徳島県教育委員会殿

